

市立札幌病院は、市民の健康を守る病院として安全で良質な医療の提供を目指し、常に第一線で市民の皆様や時代の要請に応えて、地域の医療機関と連携しながら高度な医療提供を行えるよう努力してまいりました。

このような取り組みが評価され、平成 25 年 8 月に道内の自治体病院で初めて北海道知事から「地域医療支援病院」として承認され、国の方針である地域のかかりつけ医からの紹介患者さんを中心とした専門的治療・検査や入院診療に重点をおく病院となりました。

また、現在、国からも市立札幌病院のような大きな病院の外来診療は、専門的治療や入院が必要な患者さん中心の診療とするよう指示されている状況にあります。

このため、市立札幌病院では、平成 26 年 9 月 1 日から一部診療科において、「原則紹介制」を導入し、令和 2 年 1 月 6 日から新たに 6 診療科を加えた 21 診療科において、原則紹介制外来を実施することとなりました。

対象となる診療科の診察を希望される初診患者さんは、地域の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの上受診をお願いします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

Q1 紹介制とはどういうことか

A. 市立札幌病院を初めて受診するときには、原則として、他の病院、診療所から、患者さんの状態、経過などを記載した紹介状（診療情報提供書）が必要になるということです。

Q2 初めて受診するとはどういうことか

A. 市立札幌病院に初めて受診する場合と前回の受診から 1 年以上経過した場合をいいます。

Q3 自分の症状に応じた病院を探すにはどのような方法があるのか

A. インターネットをお使いなる方は、札幌市医師会の医療機関情報マップで、病状に応じたお近くの病院・診療所を探すことができますので、こちらのご使用をお勧めいたします。インターネットがお使いになれない場合は、市立札幌病院地域連携センターにお電話いただければ、お近くの医療機関の情報を提供します。

Q4 なぜ、原則紹介制をとるのか

A. 市立札幌病院は、北海道知事から地域医療支援病院の承認を受けています。地域医療支援病院は、国の方針としてかかりつけ医からの紹介患者さんを中心にした専門治療や検査、救急医療、地域の医療機関の支援を行う病院です。

この国の方針に基づき、市立札幌病院が地域医療支援病院としての役割を果たしていくために新患については原則、紹介患者さんのみとさせていただくものです。

Q5 市立病院は、市民を診る病院ではないのか

A. 現在、国は病院や診療所の役割、機能分担を進めています。その中で、市立病院のような 400 床以上の大病院については、専門的治療、入院治療を中心に行うような機能とするように指示されています。この方針に従って原則紹介制をとることとしました。ご理解ください。

Q6 患者にとってはどのようなメリットがあるのか

A1. 紹介状をもって受診されることで、これまでの診療経過がわかり、当院での検査、治療に役立ちます。

A2. 紹介元医療機関との重複する検査を防ぐことができ、身体的負担と医療費負担を抑えることができます。

A3. 紹介状がある患者さんは、電話で新患診療予約ができますので、待ち時間が少なく受診することができます。予約電話番号：011-726-7831（直通）

A4. かかりつけ医を持つことによって、日ごろの健康管理ができ、病気の早期発見、早期治療につながります。

Q7 かかりつけ医から紹介状をもらうのに料金はかかるのか

A. 診療情報提供料がかかります。健康保険が適用され、患者さんのご負担が 3 割負担の方は 750 円、1 割負担の方は 250 円をご負担していただく必要があります。ただし、市立札幌病院では、紹介状の無い初診の患者さんは、「非紹介患者加算額（税込 医科 5,000 円 歯科 3,000 円）」をいただいております。この負担や診療待ち時間短縮のためにも、紹介状のご持参並びに電話予約をお勧めいたします。

Q8 紹介状があっても初診料はかかるのか

A. 紹介状があっても病気やけがで初めて診察を受ける際は、請求されます。

Q9 原則紹介制となる診療科は

A. 令和 2 年 1 月 6 日から原則紹介制の診療科を拡大します。

原則紹介制を取る診療科は、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・免疫内科、血液内科、精神科、外科、脳神経外科、呼吸器外科、泌尿器科、腎臓移植外科、眼科、感染症内科、放射線治療科、放射線診断科、緩和ケア内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、形成外科、心臓血管外科、歯科口腔外科の 21 診療科です。※ _____ で示された科が新たに導入する診療科です。

Q10 今回、21 診療科に紹介状が必要とのことだが、そのほかの診療科も拡大する予定はあるのか

A. そのほかの診療科への拡大時期については状況を見ながら進めてまいります。また、患者さんからのご意見もいただき、運用面の見直しも進めてまいります。ご協力をお願いいたします。

Q11 紹介状を持たず受診した場合はどうなるのか

A. 原則、かかりつけ医から一旦紹介状をいただくか自宅近隣または市立札幌病院近隣医療機関をご紹介します。近隣の医療機関については、市立札幌病院 1F 受診相談で相談をお受けします。

Q12 健診で精密検査が必要と言われたが紹介状がなくとも受診できるのか

A. 精密検査が必要と書かれた、検診結果をお持ちの場合は紹介状がなくとも受診できますので、地域連携センターに事前予約をお願いします。(予約電話番号：011-726-7831) (直通)

Q13 公費負担医療は原則紹介制の例外か

A. 市立札幌病院では、公費負担医療の対象疾患、たとえば感染症予防法に定める病気については原則紹介制の対象外としますが、生活保護法に基づく新患受診等にはかかりつけ医の紹介状が必要です。

Q14 労災、公務災害の場合は紹介状なしで受診できるか

A. 指定医療機関であるため原則、紹介状がない場合でも受診できます。

Q15 原則とあるが、紹介状なしで受診できる場合はあるか

A. 紹介状がない場合でも、症状が重く、緊急の治療が必要な患者さん、手話通訳が必要な患者さん、特定（難病）疾患の受給者証をお持ちの患者さんがその該当診療科を受診する場合、当院が提供している専門的医療が必要な方については受診することができます。

Q16 専門的医療とは何か

A. がん検診（子宮がん、乳がん、大腸がん、胃がん）・肝炎ウイルス検査、歯周疾患健診被爆者健診、外国渡航の予防接種、市立病院が実施している各種予防接種、市立病院の産科、新生児科退院後の健診、未熟児健診、HIV（エイズ）、マラリア、狂犬病、デング熱に罹患している方、その疑いのある方